6-1 申告・課税状況

(1)	申告	課税状況	(合計分)

 申告・課税 	<u> </u>										
区	分		申	告	北	犬 況		課税	;	伏	況
	刀	J	(員	\$	を 額	J	員	3	金	額
				人		千円		,	V.		千円
		外		-	外	-	外	-	外		-
取得財産価額	(本年分)			13, 419		53, 123, 281		11, 157		5	2, 018, 316
配 偶 者	控 除 額			271		2, 801, 290		271			2, 801, 290
基礎、特	別控除額			12, 259		26, 397, 178		11, 137		2	5, 164, 078
基礎、特別控除	後の課税価格			-				9, 424	:	2	4, 052, 948
贈与	税 額							9, 424			5, 377, 647
外 国 税 額	i 控 除 額							-			-
医療法人持分	税額控除額	Ī						-			-
差引	税 額				/	,		9, 424	:		5, 377, 647
農地等納税	. 猶 予 税 額	Ī			,			2	;		16, 860
株式等納税	. 猶 予 税 額							9	1		751, 980
医療法人持分	納税猶予税額							-			-
納 付	税 額							9, 416	i		4, 608, 807
災害減免法第4条	による免除税額]/	•					-			-

由生, 舞锐华河 (麻在舞锐公)

甲台・課税	状况(暦年課税)	j (1))										
区			申 告	;	伏 涉	5		課	税	为	大 沙	7.
	分	J	人員	1	金	額	J		員	刍	È	額
			,	1		千円			人			千円
取得財産価額	頁 (本年分)		11, 875		33, 62	3, 262			9,613		32, 51	18, 297
内 特例贈与則	才産分		5, 523		16, 95	1, 676			4,720		16, 30	06, 530
内 一般贈与則	材産分		6, 597		16, 67	1,586			4, 926		16, 21	11,767
配偶者	控 除 額		271		2,80	1, 290			271		2, 80	01, 290
基礎担	空 除 額		10, 734		11,80	7, 400			9, 613		10, 57	74, 300
基礎控除後	の課税価格								9, 326		19, 14	12, 707
贈与	税 額				/				9, 326		4, 39	95, 599
外国税额	頁 控 除 額			/					-			-
医療法人持分	分税額控除額								-			-
差引	税 額								9, 326		4, 39	95, 599

申告·課税状況(相続時精算課税分②)

	区				分			申	告	状	況		課	税	丬	7	況
					77			人	員	金	額	人		員	鱼	È	額
									人		千円			人			千円
取	得財	産 価	額	(*	年	分)							1,599		19,	500, 019
特	別		控		除		額							1,579		14,	589, 778
特	別控队	除 額	後(の誰	 税	価	格			/				104		4, 9	910, 241
贈		与		税			額							104		,	982, 048
外	玉	税	額	控	ß	全	額							-			1
差		引		税			額							104		(982, 048

調査対象等: 「申告状況」は、平成28 年中に財産の贈与を受けた 者について、平成29年6月 30日までの申告又は処理 (更正、決定等)による等 績を「申告書、決議書等」 に基づいて作成した。 「課税状況」は、平成28 年中に財産の贈与を受けた 者のうち、申告義務のある 者(住宅取得等資産知につい が知度適用後の産額につい

看(任宅取得等資金の非珠 税制度適用後の残額について 唇年課税のみを選択した 者で、その残額が基礎控除 を超えない者を除く。)に ついて、平成29年6月30日 までの申告とした。理事を は、基本を発くした。 正、決定等)による事績を 「申告書、決議書等」に基 づいて作成した。

- (注) 1 外書は、災害滅免法第 6条の適用を受けた人員 及び被害を受けた部分の 価額を示す。
 - 2 人員について、(暦年 課税分①)と(相続時精 算課税分②)に重複する 者があるため、①②の合 計は(合計分)と一致し
 - (暦年課税分①) の「 取得財産価額(本年分)」の人員について、「内特別増与財産分)の人 特例贈与財産分」の人産 員と「内 一般贈与財産 分」の人員に重複する特例 時与財産分」の人員と 「内 一般贈与財産分」 「内 一般贈与財産分」 の人員の(ナース) 産価額(本年分)」の人員と一致しない。
 - (相続時精算課税分 ②)の「申告状況」 は、「課税状況」と一 致するため記載を省略 している(6-2、6 -3において同じ)。

(参考1) 住宅取得等資金の非課税制度の状況

ľ			区					分			人	員	3	金	額
												人	内		千円 12, 305, 617
1:	È	宅	取	得	等	資	金	0)	金	額		1, 519			13, 103, 616

調査対象等: 平成28年中に財産の贈与を受けた者について、平成29年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「金額」欄の「内」は、非課税の適用を受けた金 (注) 額を示す。

(参考2) 教育資金の非課税制度の状況

	区			分		J	員	3	金	額
非	課	税	拠	出	額		人 729			千円 4,353,161
教 (育 管 理	資 金契 約		」	額)		25			119, 638

調査対象等: 平成28年中に財産の贈与を受けた者等について、 「非課税拠出額」を「教育資金非課税申告書」等に 基づいて作成した。 平成28年中に教育資金管理契約が終了した者につ いて、「教育資金支出額」を「教育資金管理契約の 終了に関する調書」に基づいて作成した。

(参考3) 結婚・子育て資金の非課税制度の状況

(%)	】 日 く 資 亚 v2 yF k	#\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
区	分	人 員	金 額
非 課 税 結婚・子育て (管理契約	拠 出 額 資金支出額 〕終 了 分)	人 30 1	千円 82,985 10

調査対象等: 平成28年中に財産の贈与を受けた者等について、「非課税拠出額」を「結婚・子育て資金非課税申告書」等に基づいて作成した。 平成28年中に結婚・子育て資金管理契約が終了した者について、「結婚・子育て資金を選契約が終了した者について、「結婚・子育て資金を出額」を「結婚・子育で産金管理契約の終了に関する調書」に基 づいて作成した。

(2) 課税状況の累年比較

	(合計	分)														
							取	得 財	産 価	額			納	付	税	額
	区		分		申	告	状	況	課	税	状	況	W4.1	1.3	101	THE
					人	員	金	額	人	員	金	額	人	員	金	額
						人		千円		人		千円		人		千円
平	成	24	年	分		-		_		9, 478		42, 388, 373		7, 527		3, 093, 086
平	成	25	年	分		-		-		10, 658		46, 081, 555		8, 543		3, 050, 301
平	成	26	年	分		-		-		11, 611		53, 085, 548		9, 376		4, 904, 496
平	成	27	年	分		14, 432		51, 184, 302		11, 951		49, 995, 811		9, 854		3, 290, 816
平	成	28	年	分		13, 419		53, 123, 281		11, 157		52, 018, 316		9, 416		4, 608, 807

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(合計分)」を累年比較したものである。

(暦年課税分①)

(/=	一种的	ゼガリリ														
	区		分					J	暦 年 取 得	F 課 財	産産	税 分 価 額	Ì			
			Л						内	特例贈	与 財	産 分	内	一般贈	与 財	産 分
					人	員	金	額	人	員	金	額	人	員	金	額
						人		千円		人		千円		人		千円
平	成	24	年	分		7, 804		24, 803, 761		-		_		-		_
平	成	25	年	分		8, 883		27, 967, 597		_		-		-		_
平	成	26	年	分		9, 728		33, 168, 145		-		1		-		-
平	成	27	年	分		10, 171		32, 051, 675		4, 988		15, 105, 674		5, 227		16, 946, 001
平	成	28	年	分		9, 613		32, 518, 297		4, 720		16, 306, 530		4, 926		16, 211, 767

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況 (暦年課税分①)」の「課税状況」欄を累年比較したものである。

(相続時精算課税分②)

	区		分		相取	続 得	精財	算 産	課税価	分額
					人	員			金	額
							人			千円
平	成	24	年	分		1,	751		1	7, 584, 613
平	成	25	年	分		1,	833		1	8, 113, 958
平	成	26	年	分		1,	937		1	9, 917, 403
平	成	27	年	分		1,	841		1	7, 944, 136
平	成	28	年	分		1,	599		1	9, 500, 019

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(相続時精算課税分②)」の「課税状況」欄を累年比較したものである。

(3) 課税状況における申告又は処理の別

(3) 課税状况にお	分		取 得 財	産	価 額		納付		税 額
	73)	人員		金額)	員		金額
	申 告 額		人 11, 152		千円 51, 991, 132		人 9, 409		千円 4,603,931
	修正申告による増差額		32		49, 296		35		8, 213
本年分	更正による増差額		_		-		-		-
	更正等による減差額		6	Δ	22, 112		7	\triangle	3, 338
	决 定 額		-		-		-		-
	計	実	11, 157		52, 018, 316	実	9, 416		4, 608, 807
	申 告 額		395		1, 693, 879		391		297, 571
	修正申告による増差額		89		164, 801		109		50, 012
過年分	更正による増差額		_		-		_		-
	更正等による減差額		50	Δ	187, 745		46	\triangle	26, 180
	決 定 額		-		-		-		-
	計	実	481		1, 670, 935	実	496		321, 403
	申 告 額		11, 547		53, 685, 012		9, 800		4, 901, 502
	修正申告による増差額		121		214, 097		144		58, 225
h h	更正による増差額		_		-		-		-
	更正等による減差額		56	Δ	209, 857		53	\triangle	29, 518
	决 定 額		-		-		-		_
	計	実	11, 638		53, 689, 252	実	9, 912		4, 930, 209

調査対象等:

「本年分」は、平成28年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)について、平成29年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。 「過年分」は、平成27年以前に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等

「過年分」は、平成27年以前に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)について、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(4) 税務署別課税人員

(4)	176	1力 白	刀リ财	悦人貝			
税	務	署	Þ	課	税	状	況
忱	伤	者	名		人	員	
							人
徳			島				1,301
唣			門				443
鳴阿			南				218
\			島				202
脇			町				81
池			田				55
徳	島	県	計				2, 300
Tres	珂	गर	ПΙ				2, 000
高			松				1,825
<u>向</u> 丸			亀				498
<u>丸</u> 坂			出				267
観	崔	<u>z.</u>	寺				
	Ē	1	一 足				265 199
<u>長</u> 十			上 上				
⊥. ∓	111	18					76
香	Ш	県	計				3, 130
Jet\			.1.				1 0 4 4
<u>松</u> 今 宇			山				1, 944
<u>学</u>			治				571
子	禾		島				243
八	þ	<u></u>	浜				210 308
新	一月		浜				308
伊	予	西	条				229 135
<u>大</u> 伊			洲				135
伊	予	Ξ.	島				311
愛	媛	県	計				3, 951
高			知				1,052
安			批				68
南			国				249
須			崎				128 169
中			村				169
伊			野				110
高	知	県	計				1, 776
	総	計					11, 157
	.,	н					, ,

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(合計分)」 の「課税状況」欄にある「取得財産価額(本年分)」の人員を税務署別に示したものである。

(5) 加算税の状況

(0)	区分				無申告	加算税	重加算税			
12			人 員	金額	人員	金額	人員	金額		
			人	千円	人	千円	人	千円		
本	年	分	_	_	134	5, 033	_	-		
過	年	分	27	1,613	294	29, 898	ı	-		
合		計	27	1, 613	428	34, 931	-	-		

(注) 調査対象等は、「(3) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

6-2 贈与財産価額階級別

(1) 取得財産価額階級別状況(合計分)

合			13, 413				53,	100	353						
50			_						_						
30	"		-						_						
20	"		-						_	/					
10	"		1				1,	870,	, 140	/	/				
5	11		2				1,	328,	444		/				
3	11		3				1,	181,	, 575						
1	億 円 超		22				3,	441,	, 452						
5,000	"		29				2,	045,	, 962		/				
3,000	"		42				1,	603,	, 006			/			
2,000	"		135				3,	118,	, 308						
1,000	"		557				7,	792,	143						
700	"		567				4,	768,	279						
400	"		1,665				8,	649,	, 924			,	/		
200	11		3, 267				9,	583,	, 113				/		
150	万 円 超		1, 235				2,	266,	, 772						
150	万円以下		5, 888				5,	451,	, 234						
			人						千円				/		
以 (特別)	産価額階級	人	員	取	得	財	産	価	額	納	付	税	額		
15.41 円	立年5世纪		申告状況												

取得財	産価額階級		課税状況	
4次1分於1	生皿银阳版	人 員	取 得 財 産 価 額	納付税額
		人	千円	千円
150	万円以下	3, 627	4, 342, 014	36, 266
150	万 円 超	1, 235	2, 266, 772	88, 140
200	JJ	3, 267	9, 583, 113	546, 472
400	JJ	1, 665	8, 649, 924	658, 588
700	"	567	4, 768, 279	346, 987
1,000	"	557	7, 792, 143	363, 169
2,000	"	135	3, 118, 308	114, 715
3,000	11	42	1, 603, 006	170, 936
5,000	11	29	2, 045, 962	396, 193
1	億 円 超	22	3, 441, 452	733, 325
3	11	3	1, 181, 575	77, 425
5	11	2	1, 328, 444	702, 688
10	11	1	1, 870, 140	369, 028
20	11	-	-	-
30	JJ	-	-	-
50	11		_	
合	計	11, 152	51, 991, 132	4, 603, 931

調査対象等: 「申告状況」は平成28年中に財産の贈与を受けた者について、平成29年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

ロヨ (原正甲百音を除く。)」に基づいて作成した。 「課税状況」は、平成28年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非 課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除 く。)について、平成29年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成 した。

(注) 「6-1 申告・課税状況」と「6-2 贈与財産価額階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

(2) 取得財産価額階級別状況 (暦年課税分及び相続時精算課税分)

(2) 取得兒	7 生恤領陷极別	从优(肾中珠枕牙)	及び相続時精算課柷分)								
		申告状況									
取得財	産価額階級	暦	年 課 税 分	相続時精算課税分							
		人 員	取 得 財 産 価 額	人 員 取得財産価額							
		人	千円								
150	万円以下	5, 861	5, 419, 961	/							
150	万 円 超	1, 191	2, 187, 895								
200	11	2, 964	8, 653, 830								
400	JJ	1, 272	6, 522, 175								
700	JJ	304	2, 512, 223								
1,000	JJ	203	2, 786, 347								
2,000	11	41	930, 989								
3, 000	11	8	330, 308								
5, 000	IJ	13	878, 887								
1	億 円 超	9	1, 615, 264								
3	JJ	1	430, 046								
5	JJ	2	1, 328, 444								
10	JJ	-	-								
20	"	_	-								
30	"	-	-								
50	"	-	-								
合	計	11, 869	33, 596, 369								

			課移	兑状況	
取得財	産価額階級	暦 4	年 課 税 分	相続時	精算課稅分
		人 員	取 得 財 産 価 額	人 員	取 得 財 産 価 額
		人		人	千円
150	万円以下	3, 600	4, 310, 740	54	55, 518
150	万 円 超	1, 191	2, 187, 895	54	95, 841
200	11	2, 964	8, 653, 830	315	964, 702
400	11	1, 272	6, 522, 175	391	2, 115, 065
700	JJ	304	2, 512, 223	263	2, 256, 963
1,000	JJ	203	2, 786, 347	358	5, 046, 436
2,000	JJ	41	930, 989	92	2, 141, 088
3, 000	JJ	8	330, 308	36	1, 351, 128
5, 000	JJ	13	878, 887	16	1, 168, 022
1	億 円 超	9	1, 615, 264	15	2, 136, 494
3	"	1	430, 046	1	302, 588
5	JJ	2	1, 328, 444	-	-
10	JJ	-	-	1	1, 870, 140
20	"	-	-	-	-
30	"	-	-	-	
50	JJ	-	-	-	
合	計	9, 608	32, 487, 148	1, 596	19, 503, 984

⁽注) 人員について、暦年課税分と相続時精算課税分に重複する者があるため、(2)の合計は(1)と一致しない。

6-3 贈与財産種類別

受贈人員、取得財産価額(その1)

文相八只、从门州庄圃顶((1)										申告状況							
	取	(1	导 財	産	等	D	種	類			暦年記	果税分	相続時精算課税分				
										J	員	取得財産価額	人	員	取得財産価額		
		田 (耕作権及び永小作権を含む。)									人 139	千円 312,341					
	土		(耕	作権	及ひ	泳ル	小作権	を含	む。)		78	128, 921					
			宅地(借地権を含む。)								1,898	6, 132, 147					
		Щ							林		72	28, 045					
	地	そ	Ø,)	他		Ø	土	地	-	128	285, 682					
		計								実	2, 157	6, 887, 136					
家	屋	<u> </u>	,			構		築	物		832	1, 521, 469					
	事業	機材	戒器具	1、 鳥	農耕:	具、	じゅ	う器	、備品		4	7, 678					
	(農	商品	品、製	品、	半製	品、	原材料	斗、農	達物等		_	_					
	業)	売				掛			金		_	_					
	用	そ	0.)	他		の	財	産		47	64, 896					
	財 産					計				実	50	72, 573					
	有	株	Ī	Ċ	及		び	出	資		2, 484	10, 556, 167		/			
	価	公	信	ŧ	及		び	社	債		13	43, 656					
	証	投	資 •	貸	付	信	託多	乏 益	証 券		20	77, 501					
	券					計				実	2, 509	10, 677, 323					
現	金		`		預	ļ	貯	金	等		6, 154	11, 741, 450					
家		庭		,	用		財		産		6	8, 709					
2	そ財	生	f	ति	保		険	金	等		98	307, 434] ,				
	カ	立							木		24	15, 849	/				
	他	そ				の			他		915	2, 364, 427					
(の産					計				実	1, 036	2, 687, 709					
		슫	ì				計			実	11, 869	33, 596, 369	/				

調査対象等: 「申告状況」は平成28年中に財産の贈与を受けた者について、平成29年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

- (注) 1 「6-1 申告・課税状況」と「6-3 贈与財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。
 - 2 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

受贈人員、取得財産価額(その2)

	双付州 座 側 傾 (*C 07 2)	課税状況								
耳	て得財産等の種類		暦年記	果税分	相続時精算課税分					
		J	員	取得財産価額	人	人員	取得財産価額			
			人	千円		人	千円			
	田 (耕作権及び永小作権を含む。)		128	305, 382		94	511, 455			
土	畑 (耕作権及び永小作権を含む。)		75	126, 901		33	73, 728			
	宅地(借地権を含む。)		1,807	6, 051, 401		988	6, 808, 791			
	山 林		64	25, 056		46	40, 868			
地	その他の土地		114	277, 882		49	267, 104			
	計	実	2, 037	6, 786, 621	実	1, 078	7, 701, 946			
家	養 人 構 築 物		802	1, 505, 825		558	1, 374, 640			
事業	機械器具、農耕具、じゅう器、備品		4	7, 678		2	11, 521			
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		_	-		_	_			
農業)	売 掛 金		_	-		_	_			
用	その他の財産		42	60, 416		_	_			
財 産	計	実	45	68, 094	実	2	11, 521			
有	株 式 及 び 出 資		2, 147	10, 241, 377		116	6, 242, 164			
価	公 債 及 び 社 債		13	43, 656		2	281, 233			
証	投資·貸付信託受益証券		18	75, 501		3	19, 664			
券	計	実	2, 171	10, 360, 534	実	115	6, 543, 060			
現 金	、 預 貯 金 等		4, 496	11, 208, 445		346	3, 478, 350			
家	庭 用 財 産		6	8, 709		_				
そ財	生 命 保 険 金 等		98	307, 434		9	151, 384			
<i>の</i>	立 木		22	14, 801		8	15, 570			
他	そ の 他		783	2, 226, 685		78	227, 511			
の産	計	実	902	2, 548, 920	実	90	394, 466			
	合 計	実	9, 608	32, 487, 148	実	1, 596	19, 503, 984			

調査対象等: 「課税状況」は平成28年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の 非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を 除く。)について、平成29年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づい て作成した。

⁽注) 1 「6-1 申告・課税状況」と「6-3 贈与財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

^{2 「}人員」欄の「実」は、実人員を示す。